

## 少額短期保険業者向けの総合的な監督指針(新旧対照表)

現行	改正後
<p>II. 少額短期保険業者の監督にあたっての評価項目</p> <p>II-3 業務の適切性</p> <p>(中略)</p> <p>II-3-3 保険募集管理態勢</p> <p>(中略)</p> <p>II-3-3-2 保険契約の募集上の留意点</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p>(10) 法第300条第1項第9号関係</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ 規則第227条の9関係</p> <p>規則第227条の9に規定する「必要かつ適切な措置」とは、金融分野における個人情報保護に関するガイドライン(以下、「<u>保護法ガイドライン</u>」という。)第10条、第11条及び第12条並びに金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの安全管理措置等についての実務指針(以下、「<u>実務指針</u>」という。)I、II、III及び別添2の規定に基づく措置とする。</p> <p>⑤ 規則第227条の10関係</p> <p>規則第227条の10に規定する「その他の特別の非公開情報」とは、<u>労働組合への加盟、民族又は性生活に関する情報</u>をいい、「当該業務の適切な運営の確保その他必要と認めら</p>	<p>II. 少額短期保険業者の監督にあたっての評価項目</p> <p>II-3 業務の適切性</p> <p>(中略)</p> <p>II-3-3 保険募集管理態勢</p> <p>(中略)</p> <p>II-3-3-2 保険契約の募集上の留意点</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p>(10) 法第300条第1項第9号関係</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ 規則第227条の9関係</p> <p>規則第227条の9に規定する「必要かつ適切な措置」とは、金融分野における個人情報保護に関するガイドライン(以下、「<u>金融分野ガイドライン</u>」という。)第8条、第9条及び第10条並びに金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの安全管理措置等についての実務指針(以下、「<u>実務指針</u>」という。)I、II、III及び別添2の規定に基づく措置とする。</p> <p>⑤ 規則第227条の10関係</p> <p>規則第227条の10に規定する「その他の特別の非公開情報」とは、<u>次に掲げるアからキまでの情報</u>をいい、「当該業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的」とは、</p>

## 少額短期保険業者向けの総合的な監督指針(新旧対照表)

現行	改正後
<p>れる目的」とは、<u>保護法ガイドライン第6条第1項各号</u>に列挙する場合をいう。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(11)～(14) (略)</p>	<p><u>金融分野ガイドライン第5条第1項各号</u>に列挙する場合をいう。</p> <p>ア. <u>労働組合への加盟に関する情報</u></p> <p>イ. <u>民族に関する情報</u></p> <p>ウ. <u>性生活に関する情報</u></p> <p>エ. <u>個人情報の保護に関する法律施行令第2条第4号に定める事項に関する情報</u></p> <p>オ. <u>個人情報の保護に関する法律施行令第2条第5号に定める事項に関する情報</u></p> <p>カ. <u>犯罪により害を被った事実に関する情報</u></p> <p>キ. <u>社会的身分に関する情報</u></p> <p>(11)～(14) (略)</p>
(中略)	(中略)
<p><b>Ⅱ-3-5 顧客保護等</b></p> <p><b>Ⅱ-3-5-1 顧客に対する説明責任、適合性原則</b></p> <p>(中略)</p>	<p><b>Ⅱ-3-5 顧客保護等</b></p> <p><b>Ⅱ-3-5-1 顧客に対する説明責任、適合性原則</b></p> <p>(中略)</p>
<p><b>Ⅱ-3-5-1-2 法第272条の13第2項において準用する法第100条の2に規定する業務運営に関する措置等</b></p> <p>(1)～(11) (略)</p> <p>(12) 個人である顧客に関する人種、信条、門地、本籍地、保健医療又は犯罪経歴についての情報その他の特別の非公開情報(注)を、規</p>	<p><b>Ⅱ-3-5-1-2 法第272条の13第2項において準用する法第100条の2に規定する業務運営に関する措置等</b></p> <p>(1)～(11) (略)</p> <p>(12) 個人である顧客に関する人種、信条、門地、本籍地、保健医療又は犯罪経歴についての情報その他の特別の非公開情報(注)を、</p>

## 少額短期保険業者向けの総合的な監督指針(新旧対照表)

現行	改正後
<p>則第 211 条の 33 において準用する規則第 53 条の 10 に基づき、<u>保護法ガイドライン第 6 条第 1 項各号</u>に列挙する場合を除き、利用しないことを確保するための措置が講じられているか。</p> <p>(注) その他の特別の非公開情報とは、以下の情報をいう。</p> <p>① 労働組合への加盟に関する情報</p> <p>② 民族に関する情報</p> <p>③ 性生活に関する情報</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(13)・(14) (略)</p> <p>(中略)</p>	<p>規則第 211 条の 33 において準用する規則第 53 条の 10 に基づき、<u>金融分野ガイドライン第 5 条第 1 項各号</u>に列挙する場合を除き、利用しないことを確保するための措置が講じられているか。</p> <p>(注) その他の特別の非公開情報とは、以下の情報をいう。</p> <p>① 労働組合への加盟に関する情報</p> <p>② 民族に関する情報</p> <p>③ 性生活に関する情報</p> <p>④ <u>個人情報の保護に関する法律施行令第 2 条第 4 号に定める事項に関する情報</u></p> <p>⑤ <u>個人情報の保護に関する法律施行令第 2 条第 5 号に定める事項に関する情報</u></p> <p>⑥ <u>犯罪により害を被った事実に関する情報</u></p> <p>⑦ <u>社会的身分に関する情報</u></p> <p>(13)・(14) (略)</p> <p>(中略)</p>
<p><b>Ⅱ-3-6 顧客等に関する情報管理態勢</b></p> <p><b>Ⅱ-3-6-1 意義</b></p> <p>顧客に関する情報は、保険契約取引の基礎をなすものであり、その適切な管理が確保されることが極めて重要である。</p> <p>特に、個人である顧客に関する情報については、規則、個人情報の保護に関する法律、<u>保護法ガイドライン</u>及び実務指針の規定に基づく適切な取扱いが確保される必要がある。</p> <p>また、クレジットカード情報(カード番号、有効期限等)を含む個</p>	<p><b>Ⅱ-3-6 顧客等に関する情報管理態勢</b></p> <p><b>Ⅱ-3-6-1 意義</b></p> <p>顧客に関する情報は、保険契約取引の基礎をなすものであり、その適切な管理が確保されることが極めて重要である。</p> <p>特に、個人である顧客に関する情報については、規則、個人情報の保護に関する法律、<u>個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(通則編)</u>、<u>同ガイドライン(外国にある第三者への提供編)</u>、<u>同ガイドライン(第三者提供時の確認・記録義務編)</u>及び同ガイドラ</p>

## 少額短期保険業者向けの総合的な監督指針(新旧対照表)

現行	改正後
<p>人情報(以下「クレジットカード情報等」という。)は、情報が漏えいした場合、不正使用によるなりすまし購入など二次被害が発生する可能性が高いことから、厳格な管理が求められる。</p> <p>さらに、少額短期保険業者を含む保険業者は、法人関係情報(金融商品取引業等に関する内閣府令第1条第4項第14号)を入手し得る立場であることから、その厳格な管理と、インサイダー取引等の不公正な取引の防止が求められる。</p> <p>以上を踏まえ、少額短期保険業者は、顧客に関する情報及び法人関係情報(以下、「顧客等に関する情報」という。)を適切に管理し得る態勢を確立することが重要である。</p> <p>(以下略)</p>	<p><u>イン(匿名加工情報編)、金融分野ガイドライン及び実務指針の規定</u>に基づく適切な取扱いが確保される必要がある。</p> <p>また、クレジットカード情報(カード番号、有効期限等)を含む個人情報(以下「クレジットカード情報等」という。)は、情報が漏えいした場合、不正使用によるなりすまし購入など二次被害が発生する可能性が高いことから、厳格な管理が求められる。</p> <p>さらに、少額短期保険業者を含む保険業者は、法人関係情報(金融商品取引業等に関する内閣府令第1条第4項第14号)を入手し得る立場であることから、その厳格な管理と、インサイダー取引等の不公正な取引の防止が求められる。</p> <p>以上を踏まえ、少額短期保険業者は、顧客に関する情報及び法人関係情報(以下、「顧客等に関する情報」という。)を適切に管理し得る態勢を確立することが重要である。</p> <p>(以下略)</p>